

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

山形県「人々のつながりに関する基礎調査」業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年11月30日まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、山形県「人々のつながりに関する基礎調査」業務委託の仕様を定めたものである。本仕様書に記載された要件は原則として全て実現すべきものであるが、受注者の示す代替案を発注者が了承した場合は、要件を満たしたものとする。

4 本業務の目的

孤独・孤立の実態を把握し、効果的な事業を実施するため、本県における世代毎の孤独・孤立の状況を把握し施策検討の基礎資料とすることを目的に、山形県「人々のつながりに関する基礎調査」を実施する。

5 調査の内容等

「山形県「人々のつながりに関する基礎調査」実施要領」に定めるとおり実施する。

6 委託業務内容

受注者は、県内在住の満16歳以上の個人向け調査（以下、「調査」という。）について、それぞれ次の業務を行うこと。

（1）調査票の設計・印刷

- ・調査票を設計し、発注者に提示し、発注者の了承を得ること。その後、調査票を印刷すること。
- ・具体的な調査項目は、発注者が指示する。
- ・インターネットによる回答を実現するにあたり、ICT環境の用意や調査項目の作成は発注者が行う。

（2）調査対象の抽出、調査実施（調査票回収を含む）

- ・調査対象を抽出し、調査を実施すること。
- ・調査票の発送用封筒（角形2号）は、受注者が用意すること。
- ・調査票の回収用封筒（長形3号）は、受注者が用意すること。
- ・回収率向上のため、調査票郵送後に「御礼兼催促の葉書」を発送すること。
なお、葉書の用意から発送までの一連の作業は受注者が行うこと。

（3）調査結果の集計・分析、報告書の原稿作成

- ・調査結果の集計・分析、報告書の作成を行うこと。
- ・具体的な集計・分析方法は、発注者及び受注者の打合せを経た上で決定する。
- ・インターネットによる回答情報については、発注者がcsv形式の電子データで提供する。

7 進捗管理

- ・業務の着手に先立って、業務スケジュール、業務体制及び連絡先等を記載したプロジェクト計画書を提出し、発注者の了承を得ること。
- ・緊急事態に備えた連絡体制を整備し、委託業務の遂行上問題・事故等が発生した場合は、受注者は速やかに発注者に報告すること。なお、重要な事項又は急を要する事故の場合は、電話等により直ちに報告するとともに後日書面または電子文

書にて報告すること。

8 留意事項

- ・発注者がプロジェクトを進める上で不適格と判断した作業者は、プロジェクト期間中であっても変更を求める場合がある。対応できるよう事前にバックアップ体制を補完しておくこと。
- ・業務の作業場所及び業務の実施に必要な設備・機器については、発注者から別途指示がない限り、受注者の責任において確保すること。
- ・発注者の指定する施設において作業を行う場合は、その施設の各種規定を遵守し、場所の使用に係る一切の事項について発注者の指示に従うとともに、業務従事者の品位の保持に努めること。

9 成果品

以下の成果品を期限までに紙及び電子媒体で各2部ずつ納品すること。但し、納品前に発注者の了承を得たものに限る。（電子ファイル形式はMicrosoft Office 2016以上のWordやExcel、PowerPointの形式で納品すること。また、全てPDF形式に変換したのもも納品すること。）

納品物	納品期限
集計結果数表	令和7年8月29日
調査分析報告書概要版 (グラフ含む)	令和7年8月29日
調査分析報告書詳細版 (グラフ・説明文を含む)	令和7年9月19日

10 特記事項

- ・本業務の実施により取得した情報（個人情報を含む。）等については、すべて発注者に帰属するものとする。
- ・受託者は、山形県個人情報保護条例、個人情報保護法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- ・受託者は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を洩らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託事業終了後もまた同様とする。
- ・受託者は、委託業務を実施するにあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項であっても、発注者が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

山形県「人々のつながりに関する基礎調査」実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、山形県「人々のつながりに関する基礎調査」（以下「調査」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(調査目的)

- 2 孤独・孤立の実態を把握し、効果的な事業を実施するため、本県における世代毎の孤独・孤立の状況を把握し施策検討の基礎資料とすることを目的に、調査を実施する。

(調査内容)

- 3 県内在住の満 16 歳以上の個人向け調査を実施する。調査内容は、令和 5 年に国で実施した「人々のつながりに関する基礎調査」と同様の調査内容とする。
国が実施した「人々のつながりに関する基礎調査」については、内閣府ホームページ (https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/zenkokuchousa/r5/pdf/tyosakekka_gaiyo.pdf) を参照のこと。

(調査時期)

- 4 調査については、令和 7 年 6 ～ 7 月頃実施する。

(調査の設計)

- 5 この調査の設計は次のとおりとする。
 - ① 調査地域
山形県全域
 - ② 調査対象
県内在住の満 16 歳以上の個人
 - ③ 標本数
2,500
 - ④ 抽出方法
層化二段階無作為抽出法（詳細は別紙「サンプル・デザイン」による。）
 - ⑤ 調査方法
調査票を郵送し、回答は調査票に記入し郵送で提出するか、又は調査票に記載した URL からインターネット上の調査フォームに入力し提出する。

(調査の委託)

- 6 調査は民間の調査専門機関に委託する。調査受託機関は、県の指示による集計・分析方法により集計等を実施し、県が内容の検証を完了した後、成果品として次のとおり納品する。
 - ・集計結果数表
 - ・調査分析報告書概要版
 - ・調査分析報告書詳細版

(その他)

- 7 この要領に定めるもののほか、この調査に関し必要な事項については別に定める。

(別紙)

サンプル・デザイン

- (1) 調査地域 山形県全域
- (2) 調査対象 県内在住の満 16 歳以上の個人
- (3) 標本数 2,500
- (4) 抽出方法 層化二段階無作為抽出法

- 1. 層化：県内を 4 地域 9 ブロックに分類
- 2. 二段階無作為抽出：第 1 段階として国勢調査区から地点を抽出、第 2 段階として住民基本台帳から対象者個人を無作為にサンプル抽出

1. 層化

4 地域 9 ブロック

- 村山地域
 - ・市部 山形市
 - ・その他の市 寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市
 - ・町村部 山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町
- 最上地域
 - ・市部 新庄市
 - ・町村部 金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
- 置賜地域
 - ・市部 米沢市、長井市、南陽市
 - ・町村部 高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
- 庄内地域
 - ・市部 鶴岡市、酒田市
 - ・町村部 三川町、庄内町、遊佐町

2. 標本数の配分

各地域及び市・町村部別の層における 16 歳以上の人口（令和 2 年 10 月 1 日現在）に対し、ウェイトをつけ、2,500 の標本数をそれぞれ比例配分する。（最上地域の抽出率を他地域の 2 倍とし、集計の際に他地域のウェイトを 2 倍とする。）

※抽出率：母集団に占める標本数の割合

3. 二段階無作為抽出

- ① 令和 2 年国勢調査時に指定された調査区を、第一次抽出単位となる調査地点として使用する。
- ② 調査地点の抽出数については、1 調査地点当たりの標本数が 18～20 程度と

なるように、各層に割り当てられた標本数より算出し、調査地点を決定する。

- ③ 調査地点の抽出は、調査地点数が2点以上割り当てられた層については、「抽出間隔」（層における調査区数の合計÷層で算出された調査地点数）を算出し、等間隔抽出法によって抽出する。

また、層内での調査地点数が1点の場合には、乱数表により無作為に抽出する。

- ④ 抽出に際しての各層内における市町村の配列順序は、令和2年国勢調査時における「市区町村コード一覧」に従う。
- ⑤ 調査時点における対象者の抽出は、調査地点の範囲内（町・丁目・番地・字等を指定）で、住民基本台帳から等間隔抽出法によって抽出する。

各地域・市部郡部別の母集団数及び標本数・調査地点数は次のとおり。

地域名	山形市	その他の市部	町村部	計
村山地域	①206,469	①183,655	① 58,771	①448,895
	② 532 (27)	② 473 (24)	② 152 (8)	② 1,157 (59)
最上地域		① 29,306	① 31,885	① 61,191
		② 151 (8)	② 165 (9)	② 316 (17)
置賜地域		①118,013	① 54,811	①172,824
		② 303 (16)	② 142 (8)	② 445 (24)
庄内地域		①191,056	① 35,332	①226,388
		② 492 (25)	② 90 (5)	② 582 (30)
計	①206,469	①522,030	①180,799	①909,298
	② 532 (27)	② 1,419 (73)	② 549 (30)	② 2,500 (130)

(注) ①：令和2年10月1日現在の母集団数

②：調査標本数、()内は地点数